

経営事項審査の手引き

令和6年度（第2版）

注意点等

- 1 審査方法について
原則、審査は遠隔で行います。
書類の提出は、原則郵送によりお願いします。
- 2 技術職員が基準日時点で6か月を超えて雇用されていることの確認書類について
健康保険証の新規発行終了に伴い、令和7年12月2日以降を審査基準日とする経営事項審査においては、健康保険証に代えて雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、住民税特別徴収税額を通知する書面又は賃金台帳（写）等で確認を行うこととします。
なお、令和7年12月1日以前を審査基準日とする経営事項審査においては、審査基準日時点で有効な健康保険証を確認書類として使用いただけます。
- 3 消費税確定申告書及び添付書類について
令和7年1月から税務署による收受日付印の押なつが廃止されることに伴い、令和7年1月以降に税務署に提出された申告書については、收受日付印なしでも受け付けることとします。
※e-Taxをご利用の場合、申告等データと一緒に受信通知もご提出ください。
- 4 工事経歴書
R6年度実施の審査より、工事経歴書に記載の工事に係る確認書類について、業種ごとに請負金額の上位3件とします。（p12参照）
- 5 建設業の経理の状況の改正について
令和5年4月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、経理士等として加点対象となるには、試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年以内、又は登録経理講習の修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年以内であることが必要です。
- 6 業種別技術職員コード表の改正について
令和5年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、業種別技術職員コード表が改正されました。
- 7 建設キャリアアップシステム（CCUS）について
令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置、いわゆる建設業キャリアアップシステム（CCUS）の実施状況に応じて加点対象となりました。
- 8 その他の審査項目（社会性等）（W点）から総合評価値（P点）への換算式の改訂について
令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査において、W点の素点の増加に伴い、P点に占めるW点のウェイトを維持するため、Wの素点に乗ずる係数が改正されました。
- 9 電子申請について
和歌山県が実施する経営事項審査において電子申請を利用する手順は次のとおりです。
審査の申込（従来どおり）⇒事前提出（従来どおり）⇒電子申請システム（JCIP）を用いた申請⇒県証紙の提出又はオンライン納付申請⇒審査⇒（補正等の対応）⇒結果通知書の送付（従来どおり）

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

目次

1. 経営事項審査の概要.....	3
2. 経営事項審査の有効期間	4
3. 経営事項審査の内容と総合評定値の請求	4
4. 審査項目	5
5. 総合評定値（P）の算出	5
6. 申請手続き	6
7. 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）を使った申請手続き	8
8. 申請時期	10
9. 審査手数料及び納付方法	10
10. 申請書及び添付・提示書類	11
11. 加対象となる建設機械.....	18
12. 登録経営状況分析機関	19
13. 業種コード一覧	20
14. CPD認定団体一覧	21
15. 参考	22

1. 経営事項審査の概要

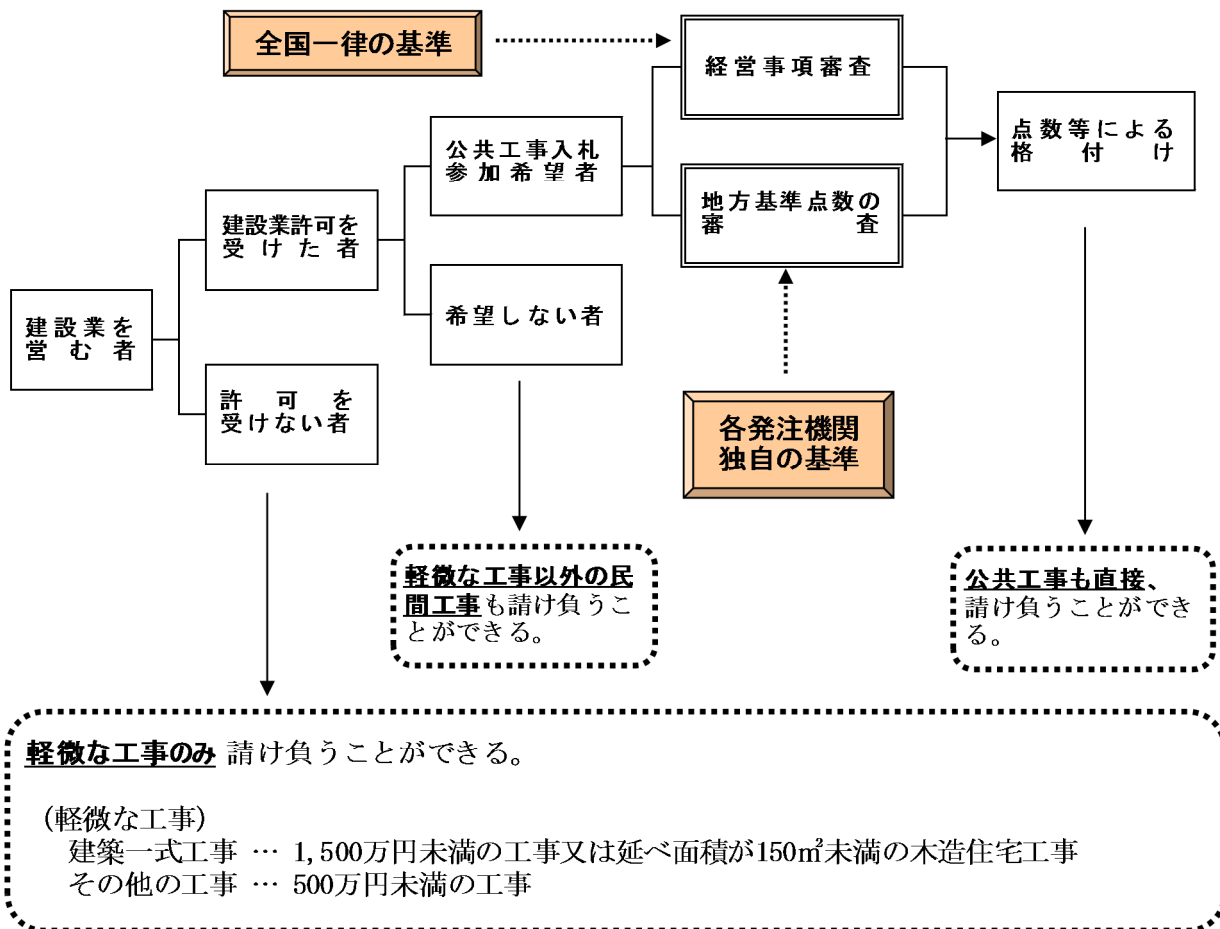
経営事項審査とは、建設業者の『経営規模』、『経営状況』、『技術力』、『その他の審査項目（社会性等）』の客観的事項について行われる企業評価制度であり、国、地方公共団体等が発注する公共工事を直接、請け負おうとする場合は、事前に当該審査を受けなければなりません。

なお、公共工事の入札に参加を希望しない建設業者の方や、公共工事を直接、請け負うことのない建設業者の方は、必ずしも経営事項審査を受ける必要はありません。

○建設業法第27条の23

「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。」

建設業者と経営事項審査の関係



2. 経営事項審査の有効期間

経営事項審査の有効期間は、経営事項審査を申請する直前の決算日（通常は審査基準日となります。）から1年7か月であり、公共工事の発注者と請負契約を締結することができるのは、経営事項審査の有効期間内となっています。（建設業法施行規則第18条の2）

したがって、公共工事を発注者から直接、請け負おうとする建設業者の方は、審査基準日から1年7か月の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するように、毎年定期的に経営事項審査を受ける必要があります。

和歌山県の入札参加資格を有する方へ

既に県の入札参加資格の認定を受け現に資格が有効である業種については、認定期間内において、経営事項審査の有効期間を継続しなければ入札に参加できませんので、現に資格が有効な業種について入札参加資格を継続されたい場合は、完成工事高の有無に関わらず経営事項審査の有効期間が途切れないよう受審してください。

3. 経営事項審査の内容と総合評定値の請求

経営事項審査は、登録経営状況分析機関が行う経営状況分析（Y）と、国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営規模等評価（XZW）の2つからなります。

（ 経営事項審査 = 経営規模等評価（XZW） + 経営状況分析（Y） ）

また、経営状況分析の結果と経営規模等評価の結果を合わせて算出される総合評定値（P）は、国土交通大臣又は都道府県知事へ請求することにより通知されます。

和歌山県への入札参加を希望される方へ

県の入札参加資格審査においては、総合評定値の請求を行っていることが入札参加資格審査の受付の条件となっていますので、経営規模等評価申請と同時に総合評定値の請求も行う必要があります。

4. 審査項目

項目区分		審査項目	
経営規模等 県で受付	経営規模 (X)	X 1	完成工事高 (業種別)
		X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益の額
	技術力 (Z)	Z	技術職員数 (業種別) 元請完成工事高 (業種別)
	その他の 審査項目 (社会性等) (W)	W	① 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ② 建設業の営業年数 ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令順守の状況 ⑤ 建設業の経理の状況 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況
経営状況 登録経営状況分析 機関 (注) で受付	経営状況 (Y)	Y	① 負債抵抗力 ・ 純支払利息比率 ・ 負債回転期間 ② 収益性・効率性 ・ 総資本売上総利益率 ・ 売上高計上利益率 ③ 財務健全性 ・ 自己資本対固定資産比率 ・ 自己資本比率 ④ 絶対的力量 ・ 営業キャッシュ・フロー ・ 利益剰余金

(注) 登録経営状況分析機関については、19 ページをご覧ください。

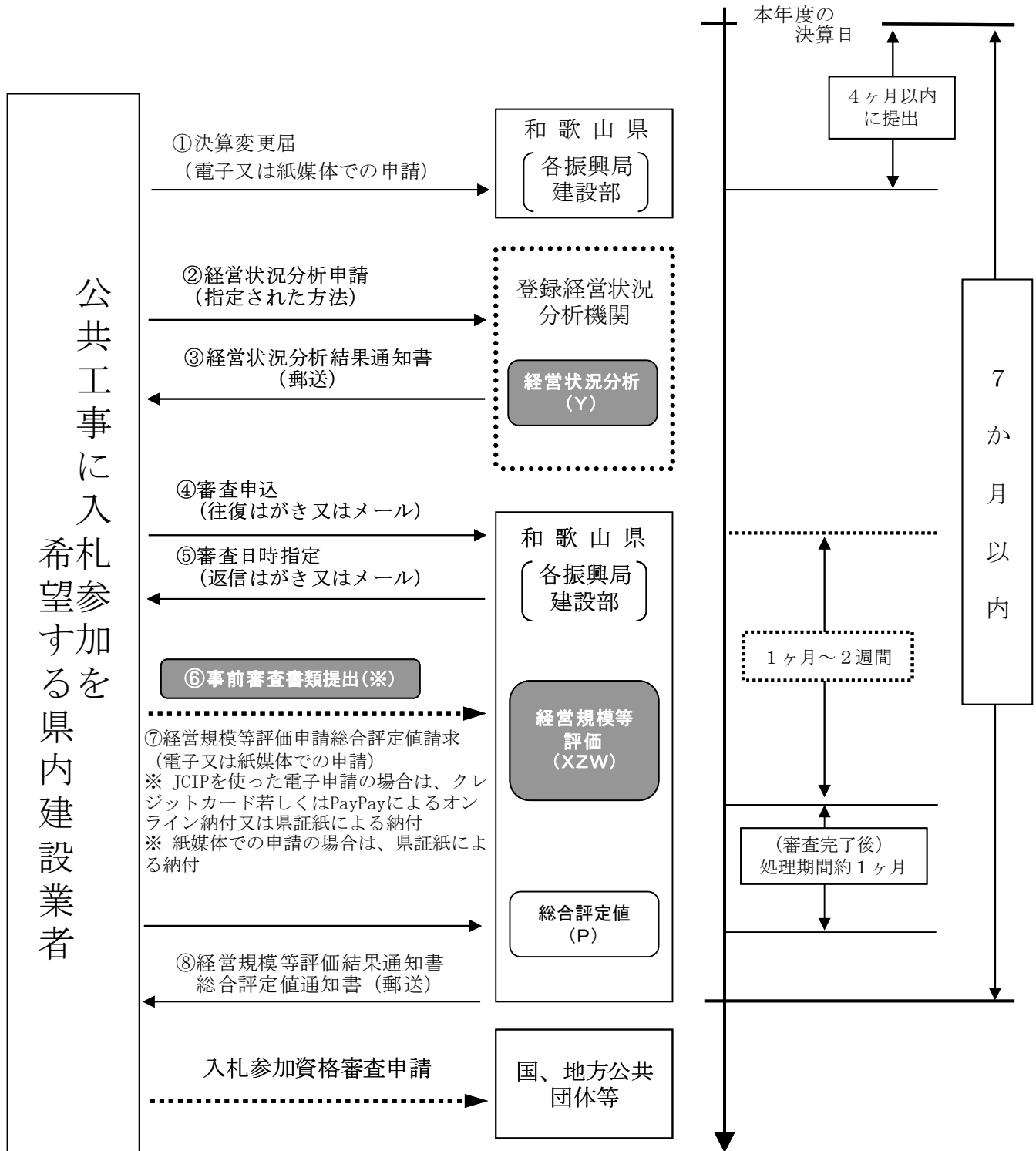
5. 総合評定値 (P) の算出

総合評定値 (P) は、各審査項目のそれぞれの数値に基づき、評点を算出し、次の計算式により建設工事の種類ごとに算出します。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 (X 1) + 0.15 (X 2) + 0.20 (Y) + 0.25 (Z) + 0.15 (W)$$

6. 申請手続き

※①～⑧は、毎年手続きをする必要があります。



※ 審査当日の審査時間を短縮し、円滑に審査が進められるよう工事経歴書(写)、技術職員名簿(写)、申請書表紙(写)の事前提出についてご協力をお願いします。

※ 国土交通大臣許可業者については、近畿地方整備局へ直接ご提出願います。

○経営規模等評価申請、総合評定値請求まで

- ① 決算終了後、4か月以内に管轄の振興局建設部に「決算変更届」を提出してください。
- ② 経営状況分析申請書及び添付書類を登録経営状況分析機関へ提出し、経営状況分析を受けます。申請手続きについては、各分析機関へお問い合わせください。
(登録経営状況分析機関は、14ページの一覧表参照)
- ③ 登録経営状況分析機関から経営状況分析結果通知書が郵送されます。
- ④ 往復はがき又はメールで管轄の振興局建設部に審査を申し込んでください。
(申込期間：技術調査課ホームページに掲載します。)
- ⑤ 振興局建設部から審査日時等を指定した返信はがき又はメールが届きます。
- ⑥ 工事経歴書(写)、技術職員名簿(写)、申請書表紙(写)を事前提出してください。
効率的な審査のため審査日3日前までに提出くださるようご協力願います。
(郵送、FAX、持参可)
- ⑦ 経営規模等評価申請書など関係書類を指定された期日までに振興局建設部等へ提出し、審査を受けてください。(原則郵送願います。持参書類は、9ページの一覧表参照)
※審査を受ける際は、できる限り記載内容(工事内容、職員の雇用状況等)を説明できる方(個人事業主の場合は申請者本人、法人の場合は役員等)が、事務所等で待機してください。申請内容等について質問のお電話をする場合があります。
※原則として、審査会場内に待機していただける場所はありません。
- ⑧ 審査終了後、1か月後を目途に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を簡易書留でお送りします(時期は多少前後する場合があります)。
(通知書は大切に保管願います。
万が一、紛失等された場合には管轄の建設部にご相談ください。)

和歌山県への入札参加を希望される方へ

和歌山県へ入札参加を希望する場合は、入札参加資格審査申請書等を振興局建設部へ提出する必要があります。

なお、経営事項審査を受け、総合評定値が算定されていない業種や総合評定値通知書における2年又は3年平均の完成工事高が「土木一式」「建築一式」「とび・土工・コンクリート」「電気」「管」「鋼構造物」「舗装」「塗装」「防水」「機械器具設置」「電気通信」「造園」「建具」「水道施設」「消防施設」「解体」については250万円、「**大工**」「**左官**」「**石**」「**屋根**」「**タイル・れんが・ブロック**」「**鉄筋**」「**しゅんせつ**」「**板金**」「**ガラス**」「**内装仕上**」「**熱絶縁**」「**さく井**」「**清掃施設**」については0円、を超えていない場合は入札参加資格審査を申請することはできません。

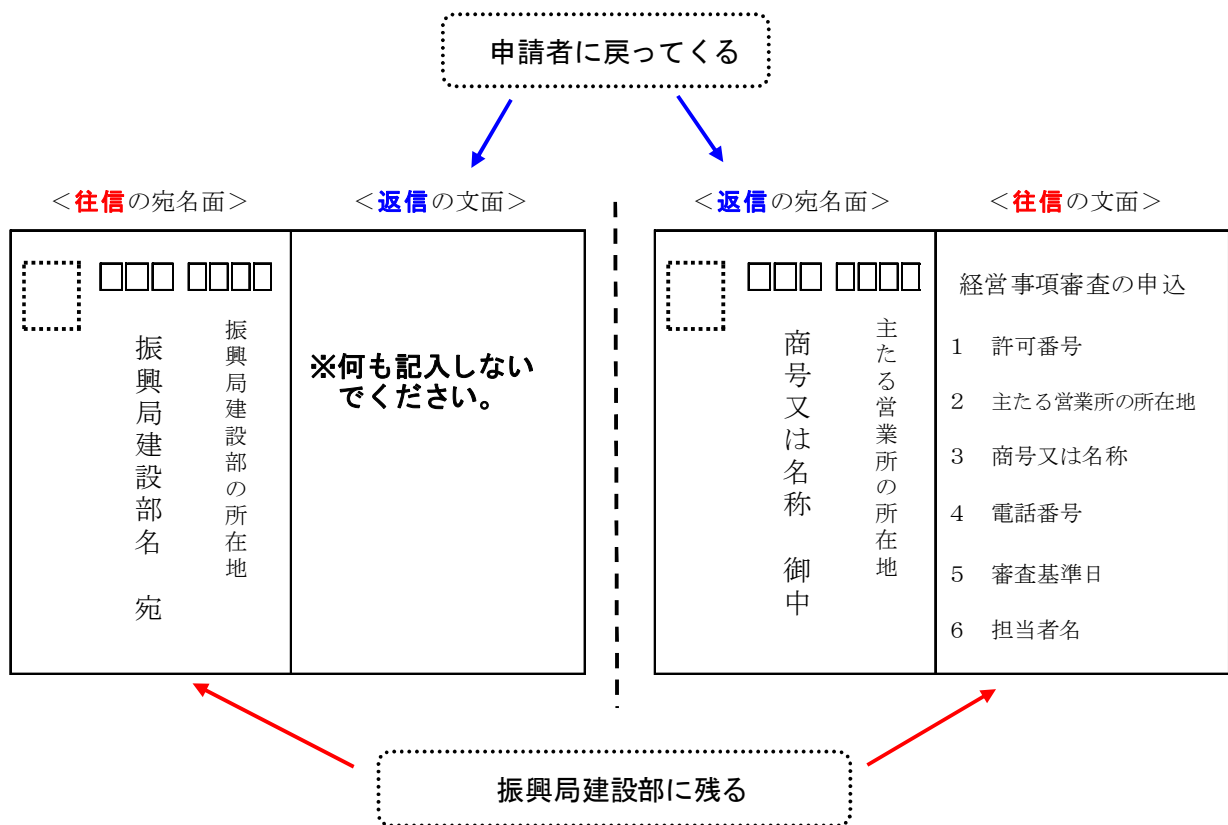
詳細は、技術調査課ホームページ内にある入札参加制度(県内建設業者向け)についてのご案内をご確認ください。

7. 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）を使った申請手続き

- ① 決算終了後、4か月以内に管轄の振興局建設部に「決算変更届」を提出してください。
なお、この際に建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「J C I P」という）使用の有無に関わらず、経営事項審査の申請について、J C I P使用の有無を任意に選択できます。
- ② 経営状況分析申請書及び添付書類を登録経営状況機関へ提出し、経営状況分析を受けます。
申請手続については、各分析機関へお問い合わせください。（登録経営状況分析機関は、19 ページの一覧表参照）
- ③ 登録経営状況分析機関から経営状況分析結果通知書が交付されます。
- ④ **往復葉書又はメールで管轄の振興局建設部に審査を申し込んでください。**
（申込期間：技術調査課ホームページに掲載します。）
- ⑤ 振興局建設部から審査日時等を指定した返信はがき又はメールが届きます。
- ⑥ **工事経歴書（写）、技術職員名簿（写）、申請書表紙（写）を事前提出してください。**
効率的な審査のため審査日3日前までにご提出くださるようご協力願います。（郵送、F A X、持参可）
- ⑦ 経営規模等評価申請書など関係書類を指定された期日までに J C I P で作成・申請してください。（添付・提示書類は、11 ページの一覧表参照。P D F 化した添付・提示書類を J C I P へアップロードしてください。）
- ⑧ **《クレジットカード又は PayPay によりオンライン納付する場合》**
和歌山県ホームページに掲載しているオンライン納付フォームから納付申請を行ってください。
《和歌山県証紙により納付する場合》
審査手数料に応じた**県証紙を審査手数料証紙貼付書に貼り付けて各振興局建設部等の窓口へ持参又は書留郵便等で郵送してください。**
※ 和歌山県の受付印を押した紙媒体の申請書控が必要な方は、審査手数料証紙貼付書と合わせて必要額の切手を貼った返信用封筒を持参又は郵送してください。
- ⑨ 振興局建設部から指定された審査時間には、できる限り記載内容（工事内容、職員の雇用状況等）を説明できる方（行政書士に委任している場合には行政書士も可）が、事務所等で待機してください。申請内容等について質問のお電話をする場合があります。
- ⑩ 修正が必要な場合には J C I P 上で指示を行いますので、対応をお願いします。
- ⑪ 審査終了後（修正がある場合には修正完了後）、1 か月を目途に**紙媒体の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を簡易書留で申請者あてに郵送します**（時期は多少前後する場合があります）。
※ 通知書は大切に保管願います。万が一、紛失等された場合には管轄の振興局建設部にご相談ください。）

※ 往復はがき等の記入について

● 「往復はがき」の場合



● 「メール」の場合

宛 先：下記の送付先一覧の管轄する振興局建設部
 件 名：『経営事項審査の申込』
 本 文：上記はがきの1～6（往信の文面）を記載

wakayama. の後の文字は、
 “1（いち）” ではありません！
 “L（エル）” アルファベットの
 小文字です。

送 付 先 一 覧

振興局建設部名	所在地	メールアドレス	電話番号
伊都振興局建設部	〒648-8541 橋本市市脇4-5-8	e1303611@pref.wakayama.lg.jp	0736-33-4937
那賀振興局建設部	〒649-6223 岩出市高塚209	e1302611@pref.wakayama.lg.jp	0736-61-0028
海草振興局建設部	〒640-8312 和歌山市森小手穂227	e1301611@pref.wakayama.lg.jp	073-488-1705
〃 海南工事事務所	〒642-0017 海南市南赤坂19	e1301711@pref.wakayama.lg.jp	073-483-4824
有田振興局建設部	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	e1304611@pref.wakayama.lg.jp	0737-64-1267
日高振興局建設部	〒644-0011 御坊市湯川町財部651	e1305611@pref.wakayama.lg.jp	0738-24-2918
西牟婁振興局建設部	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	e1306612@pref.wakayama.lg.jp	0739-26-7960
東牟婁振興局申本建設部	〒649-3510 東牟婁郡串本町サゴ台783-8	e1307611@pref.wakayama.lg.jp	0735-62-3869
東牟婁振興局新宮建設部	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8	e1307711@pref.wakayama.lg.jp	0735-21-9652

8. 申請時期

和歌山県では、経営事項審査の有効期間が切れ目なく継続するように、各申請者の決算期（審査基準日）により申請月を下記のとおり定めています。

決算期（審査基準日）	経営規模等評価等申請月
10月・11月	翌年の2月、3月
12月	翌年の4月、5月、6月
1月・2月	同年の7月
3月・4月	同年の8月、9月
5月・6月	同年の10月
7月・8月	同年の11月、12月
9月	同年の12月、翌年の1月

※日程は予定であり、審査の実施状況等を踏まえ、変更する可能性があります。

9. 審査手数料及び納付方法

	経営規模等評価申請・総合評定値請求手数料
納付額	○経営規模等評価申請・総合評定値請求を行う場合 8,500円＋（申請業種数×2,500円） (例) 8,500円 ＋ (2業種×2,500円) =13,500円
	○経営規模等評価申請のみを行う場合 8,100円＋（申請業種数×2,300円） (例) 8,100円 ＋ (2業種×2,300円) =12,700円
	○総合評定値の請求のみを行う場合 400円＋（申請業種数×200円） (例) 400円 ＋ (2業種×200円) = 800円
納付方法	<p>《 J C I P を使った電子申請の場合 》 クレジットカード若しくはPayPayによるオンライン納付又は県証紙による納付</p> <p>《 紙媒体での申請の場合 》 県証紙による納付</p>

10. 申請書及び添付・提示書類

(1) 提出部数

2部（正本1部、控え1部）

※控えは正本の写しでもかまいません。受付印を押してお返しします。

※J C I Pによる申請の場合、控えの返却を希望しないときは提出不要です。

(2) 申請書及び添付書類

○記入方法については、技術調査課ホームページ（経営事項審査）の（2）申請書等記載例・記載要領をご参照ください。（https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/keisinn_top.html）

○下表の順番で、A4版の大きさに綴じてください。

申請書・添付書類				知事許可業者	
				正本	控
①	経営規模等評価申請書等	(表紙)		○	写
②	経営規模等評価申請書等	(様式第二十五号の十四)		○	写
③	工事種類別完成工事高	(別紙一)		○	写
③-2	工事種類別完成工事高付表	(別記様式第1号)	※該当者のみ	○	写
④	工事経歴書	(様式第二号)		○	写
⑤	その他の審査項目(社会性等)	(別紙三)		○	写
⑥	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	(通知) 様式第6号	※該当者のみ	○	写
⑦	経理処理の適正を確認した旨の書類	(通知) 様式第2号	※該当者のみ	○	写
⑧	建設機械の保有状況一覧表	(確認様式1)	※該当者のみ	○	写
⑨	技術職員名簿	(別紙二)		○	写
⑩	CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)	(別記様式第4号)	※該当者のみ	○	写
⑪	技能者名簿	(別記様式第5号)	※該当者のみ	○	写
⑫	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	(別記様式第3号)	※該当者のみ	○	写
⑬	建設業退職金共済事業加入・履行証明書		※該当者のみ	○	
⑭	経営状況分析結果通知書			○	
⑮	審査手数料印紙(証紙)貼付書 ※オンライン納付の場合は不要			○	
⑯	委任状		※該当者のみ	○	

(3) 知事許可業者の提示書類一覧

※原本が電子データの場合には、紙に打ち出してご提示ください。

※**確認書類の事前提出は必要ありません。**申請書のみ提出をお願いします。

※J C I Pによる申請の場合には、PDF化してJ C I Pにアップロードしてください。

審査項目	確認書類
<p>(1) 経営規模等評価申請書 (表紙のみ事前提出)</p>	<p>①建設業許可申請書 ----- ②建設業許可通知書 ----- ③建設業許可の各種変更届 (振興局建設部の受付印のあるもの) ----- ④前年の経営事項審査申請書の控え (県の受付印のあるもの)</p>
<p>(2) 工事種類別完成工事高</p>	<p>①建設業許可の決算変更届出書 ※完成工事高が2年平均時は2年分、3年平均時は3年分 ----- ②消費税確定申告書及び添付書類(審査対象事業年度分) ※新規に申請する場合、完成工事高が2年平均の場合は前期分、3年平均の場合は前々期分も必要です。 ※電子申告の場合は、電子申告データ及び受信通知を出力したもの ※免税業者は除く ----- ③工事台帳、総勘定元帳など請負額の実在性が確認できるものを、上記①、②に加えて追加で求めることがあります。</p>
<p>(3) 工事経歴書 (事前提出) ※ 工事経歴書は、消費税の課税業者は「税抜」、免税業者は「税込」で作成してください。 ※ 新規で申請される際に、前年度以前の実績がある場合は、年度毎に工事経歴書を作成してください。(2年平均の場合は2年度分、3年平均の場合は3年度分)</p>	<p>①工事請負契約書 (注文書及び請書) ※工事経歴書に記載が必要な工事の内、請負金額の上位3件分 (元請・下請合わせて金額の大きい順) ※発注者、受注者、請負金額、工期、工事名が確認できる部分が必要です。 ただし、変更契約を行っている場合には、変更ごとの請負金額を確認できる部分を追加してください。 ※工事経歴書に記載されている工事について契約書等がない場合は、工事の内容及び入金が確認できる書類 (請求書、売上帳、通帳(写)、工事代金振込通知書等) (注1) ※JV工事の場合は、協定書等で出資比率が確認できる協定書等を追加で提出してください。 ※電子契約により工事請負契約を締結している場合は、①に加えて「原本性証明に関する資料」又は「入金確認書類」を求めることがあります。(注2) ----- ②工事経歴書においてプレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事の施工実績がある場合は、当該工事に係る工事契約書及び仕様書等 (工事経歴書に記載された請負金額の上位3件に該当する工事のみ) ----- ③施工体制台帳等 申請内容に疑義がある場合、①及び②のほかにも、施工体制台帳やその他の書類を追加で求めることがあります。</p>
<p>(4) 社会性等</p>	
<p>雇用保険加入の有無</p>	<p>○審査基準日を含む年度分の「雇用保険料の領収書」及び「労働保険概算確定保険料申告書の控え」 ※口座振替制度を利用されている方は、上記申告書の控え及び厚生労働省から送付される「口座振替結果のお知らせ」を提示してください。</p>
<p>健康保険加入の有無 厚生年金保険加入の有無</p>	<p>○審査基準日を含む月分の「健康保険及び厚生年金保険の領収証書」又は「保険料納付済証明書」</p>
<p>建設業退職金共済組合加入の有無</p>	<p>○建設業退職金共済組合加入・履行証明書【原本提出】 (履行証明書の発行ができない場合は原則加点対象外) ※承継等にかかる経営事項審査の場合で、証明書が発行できない際はご相談ください。</p>

	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	<p>(1)退職一時金制度導入の場合（下記のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業退職金共済制度への「加入を証明する書面」 ○特定退職金共済団体制度への「加入を証明する書面」 ○労働基準監督署の受付印のある「就業規則」又は「労働協約」 <p>-----</p> <p>(2)企業年金制度導入の場合（下記のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金基金への「加入を証明する書面」もしくは審査基準日を含む月の「厚生年金基金領収書」 ○「適格退職年金契約書」、「確定拠出年金(企業型)契約書」、「確定給付金型企業年金契約書」、「規約型年金契約書」
	法定外労働災害補償制度加入の有無	<p>○(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会若しくは全日本火災共済協同組合連合会等の中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者の労働災害補償制度の「加入を証明する書面」又は保険会社の「保険証券」</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること ②死亡及び障害等級第1級から第7級までを対象としていること ③下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象としていることが確認できるものに限る。 <p>-----</p> <p>○政府の労働災害補償保険「領収書等」（準記名式の場合のみ）</p>
	若年技術職員の継続的な育成及び確保	※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。
	新規若年技術職員の育成及び確保	※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。
	CPD単位取得数	<p>CPD 単位取得を確認するための書類（証明期間が審査基準日から遡って1年間のもの）</p> <p>※ CPD 単位取得数及び技術レベル向上者数の両方に 0 を記入した場合には提出不要です。</p> <p>◇ 別記様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」【提出】</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>◎ 別記様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」の記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 記載する者 審査基準日前6か月を超えて恒常的雇用をしていて(5)の技術職員名簿に記載していない者のうち次の要件のいずれかに該当する者をCPD 単位取得の有無に関わらず全て記載してください。（雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額80,000円以上です。ただし、個人事業主の親族（同一生計等）で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。） (ア) 営業所の専任技術者になれる者 (イ) 1級又は2級の第一次検定に合格した者 ○ CPD 単位 審査基準日から遡って1年間で取得した数値を、CPD認定団体ごとに後述のCPD認定団体一覧表に記載している数値で割り、30をかけた数値を記載してください（小数点以下切り捨て）。30を超える場合は「30」と記載してください。 </div> <p>◇ 別記様式第4号に記載した者のうち、CPD単位を取得している者について、CPD認定団体が発行した単位取得を証する書面等の写し及び(5)技術職員名簿④に記載の常勤確認書類</p>

<p>技能レベル向上者数</p>	<p>技能レベル向上を確認するための書類 ※ CPD 単位取得数及び技能レベル向上者数の両方に 0 を記入した場合には提出不要です。 <input type="checkbox"/> 別記様式第 5 号「技能者名簿」【提出】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 別記様式第 5 号「技能者名簿」の記載方法</p> <p><input type="checkbox"/> 記載する者 審査基準日前 6 か月を超えて恒常的雇用をしていて、次の要件の全てに該当する者を技能レベル向上の有無に関わらず全て記載してください。（雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額 80,000 円以上です。ただし、個人事業主の親族（同一生計等）で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。）</p> <p>(ア) 審査基準日以前 3 年間に施行体制台帳及び再下請負通知書に係る「建設工事従事者に関する事項」（いわゆる作業員名簿）の記載対象となっていること。</p> <p>(イ) 建設工事の施工の管理のみに従事した者でないこと</p> </div> <p><input type="checkbox"/> 別記様式第 5 号に記載した者のうち、レベル向上の有無又は控除対象のいずれかに○印を記入した者について、能力評価基準により受けた評価を証する書面の写し及び（5）技術職員名簿④に記載の常勤確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者が作成建設業者又は下請負人となった審査基準日時点で稼働している建設工事に関する施行体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する氏名、生年月日、年齢、職種及び健康保険・年金保険・雇用保険の加入状況が確認できる部分（いわゆる作業員名簿）</p>
<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（通知様式第 6 号）【提出】</p>
<p>民事再生法又は会社更生法の適用の有無</p>	<p><input type="checkbox"/> 平成 23 年 4 月 1 日以降に再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた場合、手続開始が決定されたことを証する書面 裁判所から送付される手続開始決定通知書</p> <p>-----</p> <p><input type="checkbox"/> 審査対象営業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合は、手続終結が決定されたことを証する書面 官報公告等</p>
<p>防災協定締結の有無</p>	<p><input type="checkbox"/> 国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定（写）</p> <p>-----</p> <p><input type="checkbox"/> 団体が国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合 申請者が団体に加入していること及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（基準日現在の状況が確認出来る証明書）</p>

監査の受審状況	<p>○会計監査人設置の場合 有価証券報告書又は監査証明書【提出】</p> <p>○会計参与設置の場合 会計参与報告書【提出】</p> <p>○経理処理の適正を確認した書類の提出の場合 自社の常勤している従業員のうち、公認会計士であって公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者、税理士であって所属税理士会が認定する研修を受講した者又は1級登録経理士試験に合格した者で下記②-3の要件を満たす者が作成した経理処理の適正を確認した旨の書類及び確認項目表【提出】</p>
公認会計士等の数 二級経理試験合格者数	<p>①資格者証又は合格証（※②-3イの場合を除いて毎年度必要です）</p> <p>②-1 公認会計士については、公認会計士法第28条の規定による研修を受講したことを証するもの</p> <p>②-2 税理士については、所属税理士会が認定する研修を受講したことを証するもの</p> <p>②-3 登録経理試験に合格した者については、要件を満たすことを証するもの ア 登録経理士試験に合格した者であって合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者 → 資格者証又は合格証 イ 登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者 → 講習の受講修了証</p> <p>③常勤性が確認できる書類（「技術職員名簿」の確認書類参照）</p>
研究開発費	○規則別記様式第17号の2による注記表(会計監査人設置会社のみ)
建設機械の所有及びリース台数	<p>①対象機種を確認するための書類 別紙確認様式1「建設機械の保有状況一覧表」【提出】</p> <p>②保有状況を確認するための書類 ○自社所有の場合 (i) 償却資産（固定資産）申告書及び種類別明細書（市町村受付印のあるもの） (ii) 売買・譲渡契約書又は道路運送車両法第33条に基づく譲渡証明書 ○リース・レンタル契約の場合 リース・レンタル契約書</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 5px;">注意：審査基準日から1年7ヶ月以上契約期間が残っていることが必要です。但し、契約書面に自動更新できる旨の条項が明記されている場合は、上記確認様式1にある誓約書欄に記名することにより、1年7ヶ月未満でも評価対象となります。</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 5px;">また、契約書面に自動更新できる旨の条項が明記されていない場合でも、賃借人がリース契約期間満了後、買い取るか、更新するか等を選択できる条項がある場合も同様に上記確認様式1にある誓約書欄に記名することにより、1年7ヶ月未満でも評価対象となります。 なお、契約書面にリース契約満了後、買い取りや自動更新等の条項がない場合については、賃借人がリース契約終了後直ちに建設機械を買い取るなど、将来にわたって建設機械を保有している状態が変わらないと認められるときは、賃借人と貸借人による所有権移転やリース契約延長等の誓約により評価対象とします。この場合、上記確認様式1に加え、両者が記名している書面（様式は任意）を提出していただく必要があります。</p> <p>※納品書、出庫伝票等は不可。</p>

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有名義のものは認められません。 ・兼業としてリース、レンタル会社を営む場合、賃貸目的で所有している建設機械は認められません。賃貸目的以外の建設機械のみを評価対象とします。 </div> <p>③建設機械が正常に稼働することを確認するための書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ダンプ車（公道走行可能かつ<u>土砂の運搬が可能なもの</u>） <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車検査証 ※ 検査証記載の「初年度登録年月」が審査基準日以前のもので、かつ審査基準日が検査証記載の「有効期限の満了する日」以前のもの ※ 備考欄に、事業の種類「建」または「営〇〇〇〇（建）」と国土交通大臣から指定を受けた表示番号がなくても加点対象となります。 ※ 備考欄に、土砂の運搬を禁止する旨の記載がある場合は加点対象になりません。 ※電子車検査証の場合は、自動車検査記録事項も併せて添付してください。 ◇ 移動式クレーン <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動式クレーン検査証 ※ 審査基準日が検査証記載の有効期間内のもの ◇ その他の建設機械 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定自主検査記録表 ※ 審査基準日以前1年以内のもの <p>※ 上記確認書類①, ②, ③は、すべてが必要です。ただし、③の自動車検査証で所有を確認できる場合には、②は省略可能です。</p> <p>※ また、②の自社所有の場合は、(i)の書面で確認します。</p> <p>※ (i)の書面で確認できない場合は、(ii)の書面で確認します。</p>
<p>エコアクション21の認証の有無</p>	<p>○一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」</p> <p>※審査基準日が認定・登録日以降であり、有効期限以前であること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・認定範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。 </div>
<p>ISO9001の認証の有無</p>	<p>○国際標準化機構（ISO）第9001号の規格により登録されていることを証明する書類（付属書含む）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・ISOの認証範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。 </div>
<p>ISO14001の認証の有無</p>	<p>○国際標準化機構（ISO）第14001号の規格により登録されていることを証明する書類（付属書含む）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・ISOの認証範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。 </div>

<p>(5) 技術職員名簿 (事前提出) ※ 記載できる技術職員は、審査基準日前6か月を超える恒常的雇用が必要です。 ※ 雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額80,000円以上です。 ただし、個人事業主の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。 なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。 ※ 記載順については、生年月日順(年長者→年少者)で記載いただくようご協力願います。 ※ 右記確認書類の内、①,②,③のいずれかに該当する方について、④及び⑤が必要です。 ⑥,⑦は該当者がいる場合のみ提出してください。</p>	<p>① 監理技術者 「<u>監理技術者資格者証</u>(写)」及び「<u>監理技術者講習修了証</u>(写)」</p> <p>② 基幹技能者 「登録基幹技能者講習修了証(写)」</p> <p>③ その他の技術者 技術職員の資格を証する書類(写) ※ 事前に「<u>入札参加資格審査申請書第5号(和歌山県内建設業者)</u>」や許可申請時の届出により県が資格者証等を確認済みであれば不要</p> <p>④ 常勤性が確認できる書類 ・健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等【社会保険加入者】 ・雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(様式第4号)と賃金台帳(写)(注3)【雇用保険加入者】 ・住民税特別徴収税額を通知する書面、賃金台帳(写)、源泉徴収簿等【社会保険及び雇用保険に加入できない方】 ・所得税確定申告書の「事業専従者」に該当する場合は、申告書の第一表と第二表(写)</p> <p>⑤ 6ヶ月を超える雇用の確認(注4) ・事業所の名称が記載された、審査基準日時点で有効な健康保険証(写)【社会保険加入者】 ※事業所の名称の記載が無い場合は、健康保険組合理事長による資格証明書(資格取得日及び基準日での資格が証明できること) ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書【雇用保険加入者】 ・住民税特別徴収税額を通知する書面【社会保険及び雇用保険に加入できない方】 ・賃金台帳(写)等【社会保険及び雇用保険に加入できない方】 ※ ④と⑤の両方が必要です。</p> <p>⑥ 審査対象年において新規に技術者になった方の確認(該当者のみ) ※ 「審査対象年」とは、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の開始日の直前1年のこと 前回受審していない場合または前回の審査基準日が今回の審査基準日の前年同日でない場合は、審査対象年に新規に技術者となったことがわかる書面 例：雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届、賃金台帳(写)、源泉徴収簿、技術職員の資格を証する書面 等</p> <p>⑦ 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者 ※該当者のみ ・常時10人以上の労働者を使用する会社の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則。(なお、別記様式第3号の対象技術職員名簿は提出書類です。)</p>
---	---

(注1)

申請内容により、別途追加資料を提出していただく場合があります。
新規に受審する場合、「完成工事高」及び「工事経歴書」については、2年平均選択の場合は2年分、3年平均を選択の場合は3年分必要です。

(注2)

電子契約とは、電子署名及び認証業務に関する法律及びその他関係書類に基づく、電子署名を利用した契約書をいいます。「原本性証明に関する書類」とは、契約の当事者でない第三者が電子契約書類の原本性を証明する証明書類をいいます。証明書類の取得に要する費用は申請者をご負担願います。

(注3)

審査基準日以降に退職している者は、
・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)
・離職票
・賃金台帳 等で確認します。

(注4)

6か月を超える雇用の確認は、下記例のとおり常勤性確認と同時に行います。

【例】

- ・健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書で常勤性を確認した場合
→審査基準日時点で有効な健康保険証(写)で確認
※令和7年12月2日以降を審査基準日とする場合、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、住民税特別徴収税額を通知する書面又は賃金台帳(写)等で確認
- ・雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(様式第4号)と賃金台帳(写)で確認した場合
→雇用保険被保険者資格取得等確認通知書で確認
- ・賃金台帳(写)で確認した場合
→審査基準日以前7ヶ月分の支給が確認できる賃金台帳(写)等で確認

1.1. 加点対象となる建設機械

□ 審査基準日に建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合に、その合計台数に応じて加点して審査するものとします(最大15台)。

□ ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、ダンプ車、高所作業車、締固め用機械、解体用機械 で下表に適合するもの。

建設機械抵当法の区分	仕様の要件	建設機械の区分	区分のポイント	(補 足)
ショベル系掘削機	掘削系のアタッチメント交換可能	小型バックホウ	油圧ショベル6トン未満のバックホウ	
		バックホウ	油圧ショベル6トン以上のバックホウ	
		ドラグイン及びビクラムシエル	掘削用原動機を有する場合は22キロワット未満で他の掘削系アタッチメントに交換可能なこと	走行装置及び22キロワット以上の掘削用原動機を有するものは、建設機械抵当法の連続式バケット掘削機に区分される
		泥上掘削機		
		パイルドライバー	ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン未満で他の掘削系等のアタッチメント交換可能なこと	やぐら及び原動機を有し、ハンマー、起振機又はくい抜き装置の重量が0.5トン以上のものは、建設機械抵当法別表の基礎工用機械に区分される。
		移動式クレーン (キャブバッククレーン(ユニック)を除く)	ジブクレーン、タワークレーン、デリッククレーン、ケーブルクレーン、ウインチ、エレベータに該当せず、他の掘削系等のアタッチメント交換可能なこと	・ジブクレーン、タワークレーン、デリッククレーンの移動式でつり上げ能力3トン以上は建設機械抵当法別表5起重機類に区分される
・ケーブルクレーンの移動式で走行装置及び原動機を有しつり上げ能力2トン以上は建設機械抵当法別表5起重機類に区分される				
ブルドーザー	自重3トン以上	ブルドーザー	ブルドーザーに他の機能を備えている場合は、その機能が建設機械抵当法別表の他項目に区分される能力・条件を備えていないこと	・スクレーパーブルドーザーで積載容量3立方メートル以上は、建設機械抵当法別表4運搬機械類に区分される
トラクターショベル	バケット容量0.4立方メートル以上(山積み)	クローラローダー	キャタピラー式(履帯式)のもの	
		ホイールローダー	車輪式のもの	
モーターグレーダー	自重5トン以上	モーターグレーダー		
/	/	移動式クレーン	労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重3トン以上の移動式クレーン	
		ダンプ車	自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車。 自動車検査証の備考欄に「建」と表示されていることを要しない。	
		高所作業車	労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車	
		締固め用機械	労働安全衛生法施行令別表第7第4号に掲げる締固め用機械。ロードローラー(ハンドガイドローラーを含む)、タイヤローラー、振動ローラーが該当。	
		解体用機械	労働安全衛生法施行令別表第7第6号に掲げる解体用機械。ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機が該当。また、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着して解体用機械として使用する等の場合、複数の特定自主検査記録表等同一のベースマシンが記載されている場合は、重複するものとして加点対象にならない。	

12.登録経営状況分析機関

国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関は次のとおりです。

登録経営状況分析機関は、追加・廃止されることがありますので、最新情報は、国土交通省のホームページをご覧ください。
(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html)

《登録経営状況分析機関一覧》

(平成30年4月現在)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号 住友生命日本橋大伝馬町ビル5階	03-6661-6622
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

経営状況分析の申請の時期及び方法等は、それぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

13. 業種コード一覧

工事種類別完成工事高(別紙一)用 業種コード一覧

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事 ※1	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事 ※3	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事 ※2	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事・解体工事 (経過措置)

以下の業種を受審する場合は、次の業種コード欄に実績の有無に関わらず必ず内訳業種を記載してください。〔セット記載〕

- ※1 「010 土木一式工事」 → 「011 プレストレストコンクリート構造物工事」
 ※2 「050 とび・土工・コンクリート工事」 → 「051 法面処理工事」
 ※3 「110 鋼構造物工事」 → 「111 鋼橋上部工事」

技術職員名簿(別紙二)用 業種コード一覧

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
01	土木工事業	10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業
		11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業			22	電気通信工事業
03	大工工事業	12	鉄筋工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	13	舗装工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工・コンクリート工事業	14	しゅんせつ工事業	25	建具工事業
		15	板金工事業	26	水道施設工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	27	消防施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	28	清掃施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	29	解体工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	99	とび・土工工事業・解体工事業 (経過措置)

※技術職員1名に対し申請業種のうち2業種まで記載することができます。

業種コード300、技術職員コード99は令和元年5月31日の経過措置終了に伴い使用できません。

14. CPD認定団体一覧

団体名	認定単位数を除する数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般財団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益財団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土地・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

15. 参考

(参考1)

建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容 (昭和47年3月8日告示第350号)	建設工事の例示 (平成13年4月3日国総建第97号)
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事・型枠工事・造作工事
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ.足場の組立て、機械器具、建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ.くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ.土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ.コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ.その他基礎的ないしは準備的工事	イ.とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ.くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ.土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ.コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ.地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事

建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容 (昭和47年3月8日告示第 350号)	建設工事の例示 (平成13年4月3日国 総建第97号)
石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門・水路等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事

建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容 (昭和47年3月8日告示第 350号)	建設工事の例示 (平成13年4月3日国 総建第97号)
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工業、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事

建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容 (昭和47年3月8日告示第 350号)	建設工事の例示 (平成13年4月3日国 総建第97号)
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

(参 考 2)

「審査基準以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取り扱いについて

1 「審査基準以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算は以下のとおりです。

- (1) 「起算日」とは審査基準日の前日のこととする。
- (2) 「6ヶ月前」とは起算日の6ヶ月前の月の応当日の翌日のこととする。
ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日のこととする。
- (3) 「6ヶ月と1日前」とは6ヶ月前の前日のこととする。

2 審査基準日(決算日)から6ヶ月と1日以前から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とします。代表的な審査基準日等での各該当日は下記のとおりです。

審査基準日	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
令和5年10月31日	令和5年10月30日	令和5年5月1日	令和5年4月30日
令和5年11月30日	令和5年11月29日	令和5年5月30日	令和5年5月29日
令和5年12月31日	令和5年12月30日	令和5年7月1日	令和5年6月30日
令和6年1月31日	令和6年1月30日	令和5年7月31日	令和5年7月30日
令和6年2月29日	令和6年2月28日	令和5年8月29日	令和5年8月28日
令和6年3月31日	令和6年3月30日	令和5年10月1日	令和5年9月30日
令和6年4月30日	令和6年4月29日	令和5年10月30日	令和5年10月29日
令和6年5月31日	令和6年5月30日	令和5年12月1日	令和5年11月30日
令和6年6月30日	令和6年6月29日	令和5年12月30日	令和5年12月29日
令和6年7月31日	令和6年7月30日	令和6年1月31日	令和6年1月30日
令和6年8月31日	令和6年8月30日	令和6年3月1日	令和6年2月29日
令和6年9月30日	令和6年9月29日	令和6年3月30日	令和6年3月29日
令和6年10月31日	令和6年10月30日	令和6年5月1日	令和6年4月30日
令和6年11月30日	令和6年11月29日	令和6年5月30日	令和6年5月29日
令和6年4月1日	令和6年3月31日	令和5年10月1日	令和5年9月30日
令和6年10月1日	令和6年9月30日	令和6年3月31日	令和6年3月30日
令和6年6月15日	令和6年6月14日	令和5年12月15日	令和5年12月14日

(参 考 3)

高年齢者雇用安定法の継続雇用制度について

高年齢者雇用安定法の継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者を定年後(65歳以下の者に限る。)も引き続き雇用する制度です(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号)。

当該制度の対象者については、雇用期間が限定されていても常時雇用されているとみなし、技術職員として評価対象に含みます。この場合、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(国交省別記通知様式第3号)を併せて提出願います。